別表六の二(二十四) 「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認人	定特定高度情報通信技術活用設備 税額の特別控除に関する明細書	を]	取得した場合の法	事	連結 事業 手度		法人名	()	別表六
特	定 税 額 控 (別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のい	ずれ	除規定	法人	の が中小連	適 用	耐結法人である		否	可	の 二 十
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		連	結 所 得	の 金	額		PI	一个
各	調整前連結税額の個別帰属額(18)×(1)(16)	2		- 各	(別表四の二「55の①」)				16		· 匹
連	取得価額の合計額(別表六の二(二十四)付表「9」の合計)	3		連	認定集		f活用設備(の取得			・ 一 以 後
結	同上のうち別表六の二(二十四)付表「6」が 令和5年3月31日以前であるものに係る額			結		- 各連結法人の個別所 取得適用連結法人の			17		後終了連結事業年度
法	同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額	l .		法							神事業年
	(3)のうち別表六の二(二十四)付表「6」が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額	l .		人	調	整 前 連 (別表一の二)	結 税 2」)	額	18		度分
に	同上のうち条件不利地域以 いて事業の用に供した 備に係る額 (3)のうち別表六の二(和6年4月1日から令 の間であるものに係る 税 額 控 除 ((4)-(5))×15 + (0)×3 (2) (3) (3) (3) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6										
お	$+(7) \times \frac{3}{100} + (8) \times \frac{3}{100}$ 法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 人 $(19) \times \frac{(1)}{(17)}$	10		計	当 期	税 額 控 除 可 能 (各連結法人の(13)		計 額	20		
け	税 個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11		額						_	
る	進法 人 税 額 基 準 額 額 ((10)と(11)のうち少ない金額)	12		0	調整	前連結税額 (別表六の二(三)「		成 額	21		
計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((9)と(12)のうち少ない金額)	13		計		(別収入の) _ (二) 「	(V)(U))				
笞	調整前連結税額超過構成額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14		算	法 人	税額の特別控例	≹額の合	計額	22		
算	法人税額の特別控除額の個別帰属額	15		异	(20) — (21)						